

4年次特別支援学校教育実習への対応と課題 ～教員の資質能力の視点から～

鎌田 義彦^{*1}・石黒 栄亀^{*1}・堀江 幸治^{*1}・高良 秀昭^{*2}

^{*1}九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

^{*2}宗像市教育委員会 宗像市東郷1丁目1-1 (〒811-3492)

(2019年11月1日受付、2019年12月18日受理)

要 旨

本研究は、2013年度から2018年度まで実施された特別支援学校教育実習について、実習後の教育実習評価票、教育実習日誌等を基に教員に求められる資質能力^{1) 2) 3) 4)}の視点から教育実習への対応と課題をまとめたものである。

研究の目的は、特別支援教育に関する集大成としての特別支援学校教育実習が、本専攻の教育実習生にとって主体的な学修の機会であるのかについて検討することであった。

結果は、「児童生徒等の実態把握の重要性」や「合理的配慮の提供」等の基礎的な内容から専門性に関する内容、特別支援学校で教員としての経験は有意義であったと教育実習日誌に記載されていた。また、教育実習評価票から教員に求められる資質能力として期待される内容も多く記述されていた。以上のことから実習生にとって教育実習は貴重な学修の機会になっていることが明らかとなった。併せて科目である特別支援学校教育実習事前事後指導等や学生ボランティア活動を更に充実するための課題も得られた。

キーワード：特別支援学校教育実習、教育実習評価票、教育実習日誌、教員の資質能力

1 はじめに

九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻では、卒業要件科目の他に教職必修科目の単位を修得すれば、教育職員免許状について、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状が取得できるとともに、保育士の資格についても取得することができる。特別支援学校教諭一種免許状取得には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各教諭免許状を基礎免許として特別支援教育に関する科目の単位を取得することとなる。

卒業認定・学位授与の方針(DP)および修了方針に掲げる目標を達成するための教育課程を編成し、本専攻の特別支援教育に関する科目については表1に各科目の年次配当表として示した。年次配当表から4年次に特別支援学校教育実習、特別支援学校教育実習事前事後指導を実施するが、4年次生の教育実習への対応が課題であった。

(1) 特別支援教育教員養成

平成27年12月、中央教育審議会答申において、「特別支援学校教諭等免許状の所持率は、72.7%にとどまっており」、「平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指す」と示されている。また、「小中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが」、「小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進める」と示されている⁵⁾。そして、2012年度末段階で特別支援学校教諭一種免許状取得のため教員養成の課程を設置している大学卒業程度の大学は、全国126大学(国立50、公立3、私立73)である。現在(2017年5月1日)は、全国151大学(国立51、公立4、私立96)と私立大学は増加している⁹⁾。

このような中で、特別支援学校教員養成機関である私立大学には期待が大きく、特別支援教育に関する科目を通して専門性の高い人材の輩出が求められている。

(2) 学生ボランティア活動と教育実習

人間発達学専攻では、2年次から本格的に開始される免許資格に係る専門科目の履修のために、1年次生

表1 特別支援教育科目の年次配当表

	年次配当		科 目
1	1年 前期	第一欄	障害者教育総論Ⅰ
2	1年 後期	第一欄	障害者教育総論Ⅱ
3	2年 前期	第二欄	病弱教育
4	2年 前期	第二欄	肢体不自由者の心理・生理・病理
5	2年 前期	第二欄	知的障害者教育
6	2年 後期	第二欄	肢体不自由者教育
7	2年 後期	第二欄	知的障害者の心理・生理・病理
8	3年 前期	第二欄	病弱者の心理・生理・病理
9	3年 前期	第二欄	肢体不自由者支援学
10	3年 前期	第三欄	障害者の病理・保健
11	3年 前期	第三欄	軽度発達障害教育総論
12	3年 後期	第二欄	知的障害者支援学
13	3年 後期	第三欄	視覚障害教育総論
14	3年 後期	第三欄	聴覚障害教育総論
15	3年 後期	第三欄	重複障害教育総論
16	4年 通年	第四欄	特別支援学校教育実習事前事後指導
17	4年 集中	第四欄	特別支援学校教育実習

は年度末に希望コース（乳幼児発達コース、児童発達コース）を選択する。将来の進路先として小学校、特別支援学校の教員をめざす児童発達コースと幼稚園教諭、保育士をめざす乳幼児発達コースに2年次から分かれる。修学途中のコース移動は可能である。

児童発達コースでは、2年次生に対して近隣の市内等において各自の授業の空いている時間を活用して学生ボランティア活動（GT：グリーン・ティーチャーと称す）への参加を積極的に推奨している。教員を志望する学生（児童発達コース在籍学生）には、小学校に向き学生ボランティア活動（活動日誌等の報告義務）に参加することを課している。3年次では編入生等を除くほとんどの学生が、基礎免許となる小学校4週間教育実習を済ませる。4年次を迎えると乳幼児発達コースの学生を含め、特別支援学校教員免許取得を希望する学生は特別支援学校教育実習に臨む。特別支援学校教育実習は、各自の出身地域で2週間（80時間）の期間で行われる。

次に、特別支援学校教育実習における配慮すべき事項について述べる。乳幼児発達コースの幼稚園教諭免許を基礎免許として特別支援学校教育実習に臨む多くの学生は、学生ボランティア活動（GT）は保育園、幼稚園に参加している。このことから、特別支援学校との接触の機会が少なくなることや幼稚園の教育課程、指導案が特別支援学校と異なるため、特別支援学校の教育活動等の状況を理解することに困難が生じることがある。教育実習での実習生に課せられる研究授業（査定授業を含む）に不安感を募らせる場合が少なくなる。また、教育実習で配属される学部について、公立の知的障害教育、肢体不自由教育の特別支援学校においては幼稚部を設置している学校はほとんどみられないことや教育実習を受け入れられる特別支援学校の学校数が限られていることから、取得予定の基礎免許の小学部でなく中学部や高等部に配属されることもある。4年次には実習時期については事前に知らされるが、当該学校の配属される学部について具体的に知らされるのは、実習が行われる直前の場合が多い。実習生は配属される学部で在籍する児童生徒等の障害種や障害の程度、重複障害の有無、教育課程等を理解し、積極的に実習前の準備をすることが課題となっている。

2 取得する免許と専門性を高める特別支援学校教育実習

(1) 免許取得に対応した教育実習

本学で取得できる専門免許は特別支援学校教諭一種免許（知的障害、肢体不自由、病弱の専門領域に限った免許）であり、学校教育法施行令第22条の3に示される5障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）の内、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）の幼児児童生徒（以後、児童生徒等と称す）が在籍する特別支援学校において教育実習が行われる。そして、実際の教育実習先としては病弱（身体虚弱を含む）を対象とする特別支援学校ではその障害の特性から受け入れはなく、知的障害と肢体不自由の学校に限られている。

ここで、福岡県内の特別支援学校の設置状況について述べる。本県では、38校の特別支援学校が設置されている。内訳は、福岡県立20校、福岡市立8校、北九州市立8校、久留米市立1校、大牟田市立1校である。このうち、県立には視覚、聴覚の障害を有する児童生徒等が在籍する単独（一種類）の障害に対応した特別支援学校が7校設置されている。残りの県内の特別支援学校31校は、知的障害を有する児童生徒が在籍する単独の障害に対応した特別支援学校、肢体不自由の障害を有する児童生徒が在籍する単独の障害に対応した特別支援学校、複数の障害種に対応した（視覚障害、知的障害、病弱《身体虚弱を含む》、肢体不自由）特別支援学校である。県内の各地域に散在しており教育実習受け入れ対象の特別支援学校数は限られている。

さて、4年次の特別支援学校教育実習では、出身地域の特別支援学校で教育実習を実施する。

多くの実習生は児童生徒数の最も多い知的障害のある児童生徒等が在籍する学校で実習を行っている。本専攻の特別支援教育の科目において、4年次の教育実習先の障害種に対応した学習指導案を作成するために知的障害と肢体不自由の障害について重点的に指導を行っている。

(2) 学習指導案作成のための演習

表2は、特別支援学校教育実習における授業研究（査定授業を含む）を想定し、教育実習生にとって重要な学習指導案作成のための演習を科目内で段階的・計画的に実施していることを示したものである。まず2年次前期科目の「知的障害者教育」では、1年次の基礎科目と障害児とのGT経験から知的障害の児童生徒等の実態を把握する中で、特別支援学校の教育課程の特徴を理解するために演習を実施した。

演習では、知的障害の児童の在籍する学級を想定し、担任として国語、音楽などの教科や指導の形態である「日常生活の指導」等の中から「生活単元学習」について授業計画することが課題である。この場合に、知的発達の遅れを発達段階（例：小学部は1,2,3段階）として把握し、指導内容、指導方法、評価についてグループ協議・学習指導案作成・発表を課した。

次に2年次後期科目の「肢体不自由者教育」では肢体不自由教育校の特別支援学校で作成するための演習について示している。知的障害とは異なる身体障害を理解し、肢体不自由によって学習活動や日常生活にどのような制約が生じているか、また、学習内容を効果的に指導するための体幹・四肢の動きの実態把握、障害を改善・克服のための働きかけである自立活動について協議し、専門的知識・技能の理解が更に深まるよう指導を行っている。

3年次後期科目である「知的障害者支援学」「重複障害教育総論」では、活発な特別支援学校でのGT経験を下に、改めて学習指導案を作成する演習を設けている。

特に「重複障害教育総論」では、近年の特別支援学校の課題として複数の障害を有する重複障害の児童生徒数の増加のため、多様な障害の種類や実態に応じた指導として専門的で総合的な知識・技能を有する教師の必要性が求められている。1種類の障害についての知識を知っているだけでは十分な指導の効果が得られないことに気づき授業計画する内容である。

4年次前期の「特別支援学校教育実習事前事後指導」においては、教育実習日誌と実習の手引きを基に学習指導案作成の演習として、実習生一人一人が実習先の特別支援学校に在籍する児童生徒等の障害種に応じて学習指導案（細案）を作成し、単元目標から授業の展開、本時の評価を発表し、全員で協議する課題を課している。

学習指導案は、学習指導要領に示されている教育課程の理解を基に年間指導計画に沿って授業する過程で、

表2 特別支援学校教育実習の研究授業で課題となる学習指導案作成のための各科目内の演習概要

	2年次 前期 「知的障害者教育」 3週 (90分×3コマ)	2年次 後期 「肢体不自由者教育」 4週 (90分×3コマ)	3年次 後期 「知的障害者支援学」 3週 (90分×3コマ)	3年次 後期 「重複障害教育総論」 4週 (90分×3コマ)
配当時間	生活単元学習	自立活動	生活単元学習「買い物学習」、日常生活の指導 「朝の会」、特別活動「学習発表会」等から選 ぶ	生活単元学習
学修内容				
〇形態 協議・演習	<p>①学生5,6名1グループ、グループ分け。 ②グループ協議学習指導案を作成する。 ③小学部3年生に在籍する5名の仮想の知的障害の児童の実態が記載された資料を配付する。 ④学習指導案作成の協議の中で、机間巡視して個別に質問に答える。 ⑤2週目の週末に学習指導案の原稿を提出。 ⑥3週目、全員に各グループが作成した学習指導案を配付する。 ⑦1グループ毎に発表、質疑の時間を設ける。知的障害の児童への自立、社会参加に繋がる指導内容であったかについて質問・助言する。</p>	<p>①肢体不自由教育部門の教育実習を終えた4年次生の講話 ②5,6人を1グループとして分ける。 ③グループで1つの指導案を作成。ただし、「児童観」、「題材観」、「指導観」に限定。 ④仮想の1名の肢体不自由児童の実態を記載した資料を配付 ⑤1週：グループ協議…事例の特徴・課題を自立活動6区分に整理 ⑥協議中に机間巡視して質問に答える。 ⑦2週：グループ協議…児童観の作成 ⑧3週：グループ協議…題材観、指導観の作成 ⑨4週の前までに学習指導案の原稿提出 ⑩4週当日添削した学習指導案を配付 ⑪学習指導案の作成方法を講義</p>	<p>①2名1組(または3名)、グループ分け。 ②グループで学習指導案を作成する。 ③小学部4年生、4名の仮想の知的障害児童の実態を記載した資料を配付する。 ④学習指導案作成のために協議する中で、机間巡視して個別に質問に答える。 ⑤「児童観」「単元観」「指導観」を記載。なおお指導観では支援の方法、手立てや環境設定の配慮、指導方法や学習活動を明記する。 ・本時における共通目標と個人目標を明記する。 ・学習内容と指導上の留意点は各個人について記載する。</p>	<p>①5,6人を1グループとして分ける。 ②グループで学習指導案を作成する。「児童観」、「単元観」、「指導観」、単元指導計画に限定。 ③仮想の3名の重複障害を有する児童の実態を記載した資料を配付する。 ④1週：グループ協議…事例及び学級の特徴・課題を整理 ⑤協議中に机間巡視して質問に答える。 ⑥2週：グループ協議…「児童観」の作成 ⑦3週：グループ協議…「単元観」「指導観」の作成 ⑧4週の前までに学習指導案の原稿提出 ⑨4週当日添削した学習指導案を配付 ⑩学習指導案の作成方法を講義</p>
〇発表・協議	<p>各グループが前に出て、発表者が学習指導案のポイントを発表する。</p>	<p>各週の協議結果を踏まえ、作成上のポイントや留意点を随時講義</p>	<p>発表時間は1グループ15分(10～12分で発表、3～5分で意見と感想)</p>	<p>各週の協議結果を踏まえ、作成上のポイントや留意点を随時講義</p>
〇助言、指導	<p>発表4分、質問2,3点 各グループ発表内容への質問、意見 〇全体講評</p>	<p>〇学生の発表の場は設けない。添削された学習指導案を基にグループ共通の課題を指摘、各グループのすぐれた点を指摘、全体共有。</p>	<p>発表に際しては役割を分担する。 〇質疑応答、教員からの講評 〇全体講評</p>	<p>〇学生の発表の場は設けない。添削された学習指導案を基にグループ共通の課題を指摘、各グループのすぐれた点を指摘、全体共有。</p>
〇その他	<p>資料として「国語」「図画工作」「生活単元学習」等の事例を配付する。 〇新たな4人の仮想の児童を基に、児童観、単元観を記述させる。(試験)</p>	<p>〇仮想の1名の児童の課題と(自立活動の時間における指導)の学習指導案「児童観」、「題材観」、「指導観」を記述する問題を課す。</p>	<p>作成した学習指導案の提出 〇各グループへ、全員がコメントカードを書いて提出 〇全体の評価に入れる。</p>	<p>仮想の3名の児童の実態を配付し、生活単元学習学習指導案の「児童観」、「題材観」、「指導観」を記述する問題を課す。</p>

児童生徒等の成長を高めていくために作成される授業計画のツールである。また、学習する主体の児童生徒等のために作成し、教師が授業への課題分析などの考え方を示し、授業参観する教師のために作成する授業計画であり、教育観や指導観を共有できるツールとなる。学習指導案の様式は一般的に、「単元（題材）名」「単元（題材）について」「単元（題材）目標」「指導計画」「学習の展開」で構成されている。学生にとっては、特に「単元（題材）について」の項目に含まれる「児童（生徒）観」「単元（題材）観」「指導観」を作成することに時間を要すると考えられる。

教科書を使って授業が進められる小・中学校等と異なり、知的な発達の遅れを有する児童生徒等の学校では、生活の中から自立した生活をするために必要な事柄を取り出し、環境に積極的に働きかけることによって知識・技能を身に付けられるよう指導が行われ、生活経験を広げて自主的な行動がとれるように、「生活単元学習」の指導が活発に展開されている。しかし、個々の児童生徒等が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服しようとする内容の自立活動の指導については、多くの事例に接しなければ理解は進まないと考えられる。

（3）本学科・専攻学生の特別支援学校教育実習の希望者

表3は、本学科の特別支援学校教育実習を希望した学生数の推移を示している。児童発達コースからの免許取得の希望者については、入学者数に従って推移している。

年度毎に希望する学生は漸次減少し、特に乳幼児発達コースの数値に特徴が挙げられる。

乳幼児発達コースでは、将来の進路選択から就学前の教育・保育を一体として捉えた新たな仕組みの認定こども園を想定して、教育職員免許状として幼稚園教諭一種免許状と保育士資格取得を推奨して科目履修を勧めている。学生の免許資格の取得への負担と各自治体の公立学校教員募集で知的障害、肢体不自由、病弱

表3 年度別の特別支援学校教育実習希望者の推移

	発達学専攻		基礎学専攻	計
	児童発達コース	乳幼児発達コース		
平成 25 (2013) 年	4 6	8	4	5 8
平成 26 (2014) 年	3 4	1 1	4	4 9
平成 27 (2015) 年	4 3	6	3	5 2
平成 28 (2016) 年	3 8	2	0	4 0
平成 29 (2017) 年	3 4	6	1	4 1
平成 30 (2018) 年	3 4	0	1	3 5

の特別支援学校においてほとんど幼稚部が設置されていない理由から希望者が少なくなっていると考えられる。しかしながら、幼児教育、保育の現状から幼稚園や保育園、認定こども園に障害を有する子どもが在籍していることをGTや保育所実習等で知り、特別支援学校教諭一種免許状の取得への必要性は十分に考えられる。また、児童発達コースの学生には、複数の免許資格取得に意欲を示し、幼稚園、小学校教員免許に加え、将来の認定こども園への資格として保育士も取得することも考慮に入れた科目履修をする者も少なくなっている。これに加えて特別支援学校教員の免許取得では、障害のある児童生徒等と関わる経験が少ないことや学習指導要領等に記載される専門用語、心理学、医学、福祉、司法等の広範な領域内容の難解さに気づく学生も少なからずいる。

3 特別支援学校教育実習での資質に関する課題

「教師は授業が勝負」といわれるように、4年次特別支援学校教育実習では研究授業（査定授業を含む）に指導力を発揮しなければならない。同時に、教員の資質能力としてのコミュニケーション能力、使命感、学級経営・生徒指導力、マナー等に気づく機会となる。

表4は「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標ステージ0」を示している。この指標では、ステージ0, 1, 2, 3, 4の5段階から構成されており、ステージ0は、準備段階として大学での教員養成段階が示されたものである。本専攻の特別支援学校でのGTや特別支援学校教育実習においても、

担当する大学教員はステージ0の資質を意識して学生の活動を支援している。

そこで、特別支援学校教育実習の教育実習修了届の評価項目について検討する。評価項目は、「学習指導」「生徒指導」「勤務態度」「総合評価」の4項目で設定されており、段階評価、記述による外部評価で返却される。返却された教育実習修了届の欄には、将来の教員として期待する知識、態度、姿勢等が詳細に記述されている。当該年度の教育実習評価のまとめは、具体的に図表等で処理する。記述内容の項目では、高い評価の事項と課題の事項に分けてまとめる。教育実習事前事後指導の最終日に4年次生に教育実習総括として結果を示し課題を検討させるとともに、次年度の教育実習事前事後指導の授業スタート時にも提示し、大学での教員養成段階ステージ0を改めて意識させるよう改善を図っている。

4 特別支援学校教育実習の実際

(1) 教育実習の配属先

表5は、2013年度から2018年度の6年間の実習から3年分を抽出して、教育実習先の配属先、障害の教育部門別、一般学級・重複学級別の学生の配属人数を示した。

教育実習の配属先としては、知的障害の特別支援学校の受け入れが多いこと、基礎免許に対応して小学部の受け入れは多いが中・高等部も受け入れている。知的障害の学校では、近年高等部の生徒数が多いために、教育実習の配属先としても多くなると推測される。また、重複学級での実習も行われている。中・高等部の教育課程や生徒の学習経験が小学部と大きく異なるため学生に不安感が生じることも予想されるが、社会参加に向かう教育課程の特徴について理解を図るとともに、重複障害の場合の詳細な実態把握などにより準備を進めさせている。

(2) 教育実習と研究授業

2週間の教育実習期間中に実習生には研究授業（査定授業）が課せられるが、表6に2014年、2016年、2018年に実施された研究授業の具体的な教科等を示している。結果から、各教科等を合わせた指導の「生活単元学習」注1が最も多く設定されていた。次に、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を育成する「国語科」、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成する小学部「算数科」中学部

表4 北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標（ステージ0～4）の
大学での教員養成段階と示された「教職準備期間」のステージ0

資 質		ステージ0	
教職の素養	豊かな人間性	法令やマナーについて理解し、基本的なコミュニケーション力を身に付けている。	
	使命感	教育公務員の使命を理解している。	
	人権尊重の精神	人権尊重の精神に基づき、人権に配慮した行動をとっている。	
教職の実践	学級経営・生徒指導力	児童生徒等理解の意義や方法、個や集団を指導するための手だてを理解している。	
	授業力	授業構想力	児童生徒等の実態把握の必要性や学習指導要領の内容を理解している。
		授業展開力	授業展開に必要な指導技術の基礎を身に付けている。
		授業評価・改善力	授業参観の在り方や、授業者の発問の意図、児童生徒等の変容のとらえ方等を理解している。
	チーム学校を支えるマネジメント力	学校組織の理解と運営	学級担任の役割、学校（園）組織、協働性の意義を理解している。
		人材育成	生涯にわたって自ら学び続けることの意義を理解している。
		危機管理	様々な問題事例を通して危機管理の重要性を理解している。
保護者や地域との連携		保護者や地域との信頼関係の構築等、連携することの重要性を理解している。	

※表中の児童生徒等には、幼児も含まれる。

「数学科」と続いた。そして、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導である「自立活動」注2と、児童生徒等の生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について指導する各教科等を合わせた指導の「日常生活の指導」が教育実習生の研究授業として設定された。

研究授業は、児童生徒等への学習指導を適切に進めるために授業参観やTT（チーム・ティーチング）の経験を進める中で指導担当教員の指導の下、配属された学級担任の指導の様子を観察することから学修は始まる。

配属された学級では児童生徒等の障害の状態に応じて教育課程が編成され、年間指導計画の下で一人一人の長期目標の達成に向けた短期目標が設定され、各教科等の指導が行われている。そして、特別支援学校では、まず担当する児童生徒等の実態を把握することから学修が始まる。

自身のコミュニケーション能力を発揮し、担任や指導担当教員と積極的に関わることで児童生徒等の学習課題の解決に向かうことができる。教育実習生には短い期間で研究授業の機会が与えられる度に児童生徒等

表5 配属された学部・学級の障害種別及び一般学級・重複学級別 (人数)

年度	障害種・重複			知的障害教育部門		肢体不自由教育部門	
	配属学部・人数			一般学級	重複学級	一般学級	重複学級
平成26年度	幼稚部	49	0	0	0	0	0
	小学部		27	25	1	0	1
	中学部		14	13	0	1	0
	高等部		8	8	0	0	0
平成28年度	幼稚部	40	1	※1		0	0
	小学部		15	15	0	0	0
	中学部		13	9	0	4	0
	高等部		11	10	0	1	0
平成30年度	幼稚部	35	0	0	0	0	0
	小学部		18	14	1	3	0
	中学部		5	1	2	1	1
	高等部		12	10	0	2	0

※ 当該特別支援学校の幼稚部入学選抜要項（3歳～5歳）では知的障害を対象としている。

令和元年度は2学級10名が在籍している。

と言葉や言葉によらない視覚支援に基づく相互交渉によって行動特性等を把握し、障害のある児童生徒等が意欲的に活動できる状況を準備するための教材・教具の工夫を行うことが期待される。

(3) 特別支援学校教育実習の評価

本学の特別支援学校教育実習は、2013年の4年次生（特別支援教育講座1期生）から開始された。実習に関する評価について、2013年度から2015年度までは図1に示すとおり教育実習修了届の評価項目はA（優）・B（良）・C（可）・D（不可）の4段階評価であった。そして、編入学生等の成績評価を本学で認定する場合に他大学評価様式と同一にすると観点から2016年度から図2に示すとおり5段階評価が採用された。評価は、S（秀：90点以上）・A（優：80点以上）・B（良：70点以上）・C（可：60点以上）・D（不可：59点以下）で示されることとなった。

表6 平成26、28、30年度に研究授業（査定授業を含む）として実施された各教科等

教科等		学部				平成 26 年度				平成 28 年度				平成 30 年度				計
		幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高					
領域	健康	0	/	/	/	1	/	/	/	0	/	/	/	/	1			
	人間関係																	
	環境																	
	言葉																	
	表現																	
各教科	国語		3	3	4		2	1	2		1	1	2		19			
	生活		0	/	/		0	/	/		0	/	/		0			
	算数・数学		2	3	0		2	1	1		4	1	1		15			
	社会		/	0	0		/	0	0		/	0	0		0			
	理科		/	0	0		/	0	0		/	0	1		1			
	音楽		2	0	0		1	0	0		2	0	0		5			
	図工・美術		0	1	0		0	1	0		2	0	1		5			
	体育、保健体育		0	0	0		0	0	0		1	0	1		1			
	職業・家庭		/	0	0		/	0	1		/	0	0		1			
	外国語		/	0	0		/	1	0		/	0	0		1			
	道徳（科）		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1			
	日常生活の指導		3	3	2		3	0	0		0	0	0		11			
	遊びの指導		1	—	/		0	—	/		0	—	/		1			
	生活単元学習		11	6	3		6	5	3		4	3	2		43			
	作業学習		/	2	0		/	0	3		/	0	2		7			
特別活動		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1				
自立活動		0	3	0	0	1	1	4	1	—	4	0	0		13			

図1,2の結果からも、D（不可：59点以下）の学生はいなかったが、図2からどの項目もS（秀：90点以上）に比べA（優：80点以上）の評価が高くなった。このことは実習校において本学専攻実習生に対する特別支援学校教員への期待を含めて解釈すると、両評価（S、A）の数値を合算すると図1におけるA（優）の結果以上に高く評価されていると考えられる。

また、科目「特別支援学校教育実習事前事後指導」の4月授業開始時期において、一般的な評価として特別支援学校では実習生に高い専門性は求められていない状況であったとしても、各項目にC（可：60点以上）評価が示されることは、特別支援学校教員の資質として現時点において課題があると評価をされたと考えなければならないと述べている。今後も大学での教員養成段階と示された「教職準備期間」のステージ0への対応が課題になると考える。

（4）教育実習評価票の特記事項

特別支援学校教育実習の教育実習評価票に記載される特記事項は、一般的に「教職準備期間」の実習生として評価が行われ、高度な専門性については求められていない。当然、近い将来、教職に就くことを期待し、教員に求められる資質としての基礎を学ぶ機会であり継続的に学び続ける人材として意欲・態度を育成していくという観点で特別支援学校の担当教員等は指導に当たっていると推察する。

以上のことから特記事項を再点検すると【学習指導】【生徒指導】【勤務態度】【総合評価】の各記載欄には2週間の実習生の基礎的な知識を基に教材研究に向かう姿勢・態度、授業準備、提出日誌や書類作成、観察授業時の記録、社会人としての出退勤の態度、教室等の学習環境の整備等について優れている点や児童生徒等への積極的な対応、教師との関わり等が詳細に記載されていた。これらの内容について、課題として指摘される事項を表7に示した。

表7には、各項目3点ずつ示した。2年間で1つの期間としてまとめ、各期（前期・中期・現在）の指摘

事項の中から他の期間では指摘されなかった事項や特徴的な内容を1点ずつ取り上げてみた。前期(2013・2014)は、特別支援教育に関する科目が授業展開され、教育実習が行われて3年目を迎えた時期の指摘事項であった。GT、3年次4週間小学校教育実習、表4の各科目内での学習指導案作成の演習等が十分に整備されていない状況での指摘であった。中期(2015・2016)以後は、教育実習の指摘事項等を改善するため教育実習に臨む学生に様々な機会を通じて、具体的で詳細な情報を伝えてきたことにより徐々に改善が図られてきた時期である。

しかしながら、3年次の小学校のGTや小学校教育実習等での特別支援学級の授業参観や経験すること、特別支援学校でのGTを通して障害のある児童生徒等と具体的な教育活動に触れてみることから障害児教育に

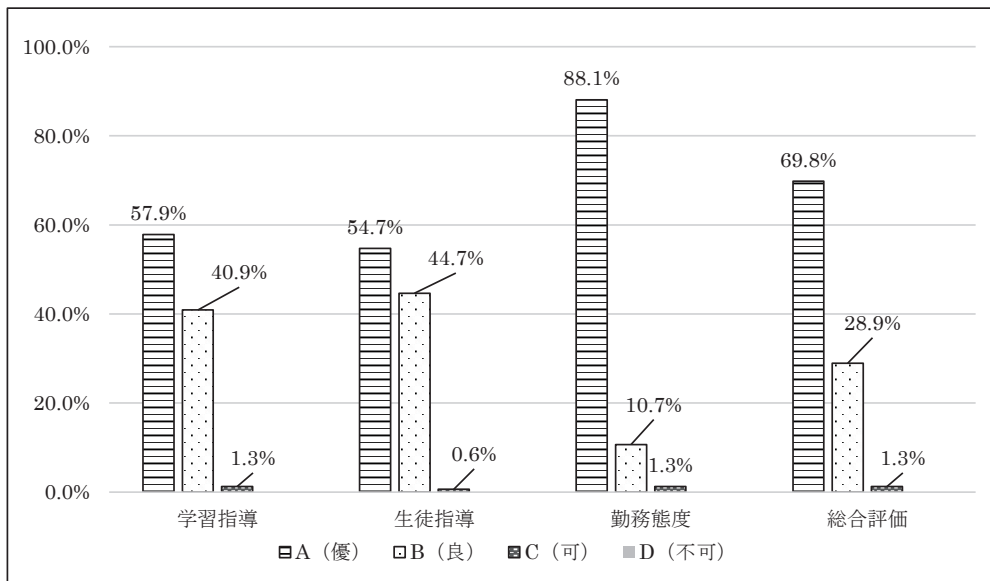


図1 H25～H27教育実習に係る教員の資質能力の評価

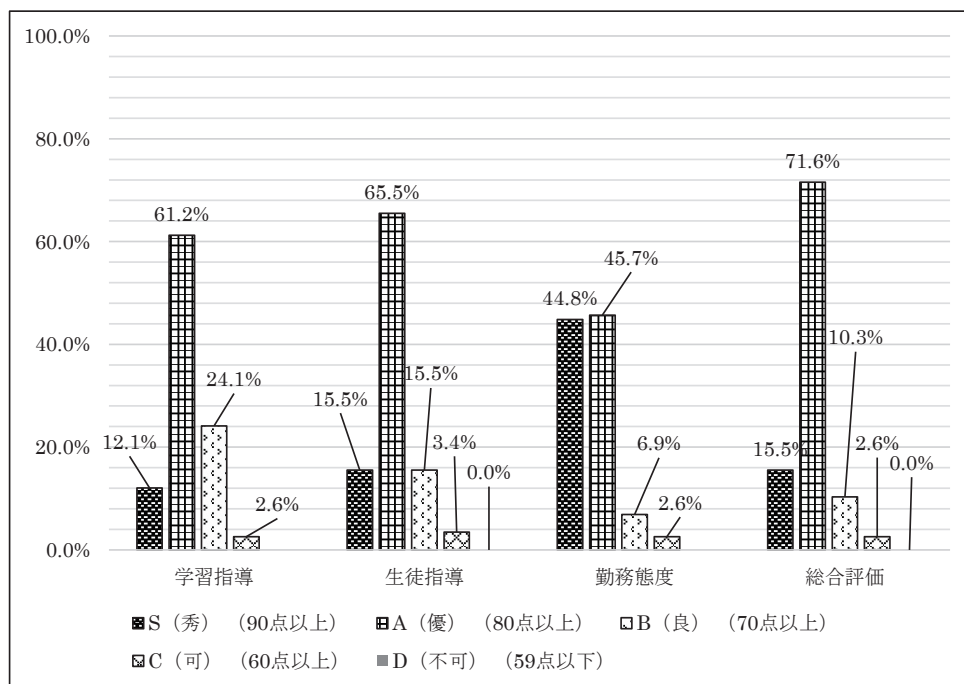


図2 H28～H30教育実習に係る教員の資質の評価

対する積極的な態度を示すことの難しい実習生が一定数いることも否定できない。特別支援学校教員養成の基盤となる教員の職務の崇高さ、使命感等をいかに伝えていくかについて改めて課題にしなければならない。

(5) 特別支援学校教育実習日誌に記載された指導担当教員からの指導事項

1年次から始まる計画的な学生ボランティア活動による経験を重ね、実習生にとって障害のある児童生徒等との接触が少ないことからの不安も解消され、4年次の特別支援学校教育実習に臨む。前期(2013・2014)の特別支援学校教育実習は、多くが9月～11月に集中していたが、中期(2015・2016)以降、5,6月に実習を実施する学校が目立つようになった。このことから、実習生への4月早期から学習指導案作成に係る演習で対応してきた。

特別支援学校教育実習の期間中は実習生が教育実習日誌を作成し、指導担当教員に毎日提出することが課せられる。その後、記述した内容に指導担当教員が指導・助言として記載し、実習日誌が実習生に返却される。表8は、平成30年度に実施された教育実習で実習日誌に記載された主な指導・助言事項を分類して示した。

特別支援学校教育実習では一人一人の児童生徒等の障害の実態を的確に把握し、各教科等での一人一人の児童生徒等の指導目標を定め、目標を達成するために必要な指導内容と授業時数を検討する。そして一人一人の児童生徒等が1単位時間(45・50分)の中で「わかる」「できる」の評価を得る指導方法を工夫・準備することが教育実習生の課題となる。

配属された学部・学級で各教科等の中から1つの教科等が研究授業として指定され、単元(題材)を検討し、一人一人の教材や教具を工夫・作成して臨む授業は教員として求められる資質能力を発揮する機会とな

表7 6年間の教育実習評価票に記載された指摘事項

項目	指導事項
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握が不十分である。特別支援教育の知識不足 ・TTの授業で、授業全体(複数の教師との関わり)を把握することに課題 ・授業への準備不足、板書計画不足
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の生徒の特性や障害の理解を深めてほしい ・生徒一人に関わるため全体に目が届かない ・一人一人に応じた言葉かけと細やかな観察が不足
勤務態度	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡事項の把握、事務処理について、確認不足が多く、失敗が目立った ・謙虚な態度や社会人としてのふさわしい言葉遣いが必要 ・言われて素直に受け止めていたが、意欲的に学ぼうとする姿勢が足りない
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童との接し方、授業の作り方、他の教師との関わり方を身に付けること ・積極性に欠ける ・積極的に学習指導、生徒指導に当たることが課題

る。学級では教育実習生の作成した学習指導案を下に数回の研究授業が行われ、担任教員を中心とした継続的な指導・助言と他の授業の参観による授業改善が進められる。実習期間の後半には校内の教員を迎えて詳細に記載された学習指導案を配付し、授業参観による査定授業が行われる。そして、放課後に授業参観した教員が集まり担当指導教員の司会の下に研究授業協議会が設けられる。実習生は一連の研究授業の運営とおして校内組織を知り、組織の中でコミュニケーション力を機能させ、意欲的に行動することにより教員としての立場や言動に気づかされると考えられる。

表8 平成30年度の特別支援学校教育実習日誌に記載された担当指導教員の指導事項

事項	内容
児童生徒の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・まず子どもを観察して実態を把握してください。 ・生徒の持つ困難さ(不得意)を把握することは、授業づくりに役立つ。 ・適切な準備に繋げるためにも、生徒の実態把握に努めましょう。 ・児童へのよりよい指導を行うためには、児童の実態把握が何より大切です。

生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・着替えの時に時間のかかる児童がいます。寝不足、発熱がある時、調子が悪くて時間がかかる場合があるので、子どもの体調観察が必要な時もある。 ・生徒の自立を考えて決してお世話をすることにはならないように、本人のできることを伸ばしていくような指導をお願いします。 ・言葉掛けは慣れないと難しいかもしれませんが、子ども扱いしないように注意して、声掛けしてください（高等部）。
授業 板書 発問 評価 含む	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の目標と評価を意識すること。 ・生徒の実態に応じた課題の工夫や思考や発言を上手く取り入れること。 ・一番難しいのは、生徒から言葉を引き出し思考させる部分だったと思います。 ・発問では、生徒の回答予測もしておき、対応できるようにしておくこと。 ・発問を事前に考えておき仕掛けていくことも大事。 ・文字や口頭での説明も大事ですが、モデルを示す工夫も進めてください。 ・授業で楽しいだけでは「学び」でなく、「遊び」で終わります。 ・重度の子どもでは、舌や指先のわずかな動き、瞬きや目の動き、呼吸や心拍数等から気持ちを読み取り言葉を掛けることがある。子どもの発信を確実に捉え、的確なタイミングでフィードバックする必要がある。 ・5人の言語理解に関する実態が違います。視覚支援を加えることで理解が促されます。子どもに目線を合わせるように心がけてください。 ・先生の発問で生徒がどう反応するか、考える生徒を待つことができます。”待つ”視点で参観してください。 ・指示を一連の言葉で伝えると聞き逃す生徒が多い。指を折り、1本ずつ簡潔に伝えると生徒に分かりやすくなります。 ・教師の指示は、「短く」「分かりやすく」「はっきりと」。児童が間違った場合、学びのチャンスと考え、TTを利用する、他児の発言を活用する等で対応する。 ・評価をする際には担任一人の判断でしないように。 ・児童の「今日はここを頑張った」というのが「めあてでありまとめ」というわけです。自分の頑張りを視覚的に表し、評価されることで達成感に繋がる。
教材研究 授業準備 授業参観 含む	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の発言に的確に応えるには、教員自身の教科の理解が不可欠です。 ・授業の準備や指導の工夫にできる限り努力すること。 ・教材研究を基本に児童をいかに引きつけられるかが大きなポイントとなる。 ・授業で何を達成させたいか、感じさせたいか、自分の中で明確にしておくことで授業が作りやすくなる。 ・自閉症の子どもへの理解・支援について学んでほしい。参観時メモをとると役に立ちます。
学習指導 案、文書作 成、日誌等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導案や文書を作成した際には、必ず自分で見直してから提出すること ・生徒の姿をイメージしながら指導案作成を行ってください。 ・学習指導要領の読み込みを！

5 考察

本研究では、2013年度から2018年度まで実施された特別支援学校教育実習後の教育実習評価票、教育実習日誌等の記録を基に、教員に求められる資質能力という視点から検討を行った。

教育実習生は、3年次に小学校教育実習を終えたといっても児童生徒等の実態、教育課程等の異なる特別支援学校でどのように指導力を発揮できるのか、不安を抱えた状態で実習を始める。特別支援学校では担当指導教員の示範授業への参観や研究授業に対する指導・助言を通して、実習生は児童生徒等に対する「教育力向上」が体感できるようになったと意識にも変容がみられるようになる^{6) 7)}。

それは、教育実習日誌等で知的障害、肢体不自由のある児童生徒等の教育活動を展開する場合には、まず児童生徒等を理解するために「実態把握」が重要であり、一人一人の障害の程度や学習経験が異なるために一人一人の学習状況に応じた指導の工夫として、個別の「合理的配慮の提供」が大切であることに気づいたとの実習生の感想からも実習経験が有意義であったと考えられる。多くの学生にとって教育実習経験が有意義な学修になっていることが明確となったが、自身の考えたとおりに教育実習で充足感が得られず「不能感」を抱く学生も少なからずいた。

今後、特別支援教育に関する科目やGTを通して専門性の高い資質能力を身に付けられることを意識させるために、教員養成段階と示された「教職準備期間」を充実させるよう学生一人一人の学修状況を把握する必要がある。

注1 「生活単元学習」とは、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習する指導の形態の名称である。

注2 「自立活動」とは、特別支援学校の障害のある児童生徒等を対象として、小・中学校等と同様に、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒等の人間として調和のとれた育成を目指している。障害のある児童生徒等の場合に、その障害によって、日常生活や学習場面においてつまづきや困難が生じることから、小・中学校等の児童生徒等と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とはいえない。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる⁸⁾。

引用文献・参考文献

- 1) 文部科学省告示第55号
- 2) 教育公務員特例法 第22条の3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標
- 3) 「北九州市教育委員会人材育成基本方針」平成29年4月 北九州市教育委員会
- 4) 「資質の向上に関する指標」北九州市教員育成協議会 平成29年10月 北九州市教育委員会
- 5) 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成 コミュニティの構築に向けて～」平成27年12月 中央教育審議会答申
- 6) 石黒栄亀、鎌田義彦、堀江幸治「実習経験による特別支援学校教育実習に対する学生の意識の変化－異集団による経験差と同集団による経験差の特別支援教育への意識の違いについて－」(2019) 第57回日本特殊教育学会全国大会論文集
- 7) 石黒栄亀、鎌田義彦、堀江幸治「特別支援学校教育実習に対する学生の実習意識の変化に関する横断的アプローチ」(2018) 第56回日本特殊教育学会全国大会論文集
- 8) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 (2018) 文部科学省
- 9) 特別支援教育関係教員養成大学一覧 特別支援教育資料 (文部科学省)
 - ・「私立大学における特別支援教育教員養成の現状と課題Ⅱ～教育実習をめぐる諸問題と今後の展望～」(2018) 第56回日本特殊教育学会全国大会論文集 自主シンポジウム6-9
 - ・「私立大学における特別支援教育教員養成の現状と課題」(2017) 第55回日本特殊教育学会 全国大会論文集 自主シンポジウム4-5
 - ・「私立大学における特別支援教育教員養成の現状と課題Ⅲ～質の高い教員養成を目指す取組と今後の展望～」(2019) 第57回日本特殊教育学会全国大会論文集 自主シンポジウム2-9
- ・鎌田義彦、石黒栄亀、堀江幸治「特別支援学校ボランティアに参加した学生の活動成果と課題」(2018) 九州女子大学紀要 第54巻2号

**The corresponding and the Issues for students of 4th grades who have
conducted teaching practice at special needs schools.
— Consideration from the viewpoint of teachers' abilities.**

Yoshihiko KAMATA^{*1}, Eiki ISHIGURO^{*1}, Koji HORIE^{*1}, Hideaki KOURA^{*2}

^{*1}Department of Education and Psychology, Faculty of Humanities, Kyushu Women's University

1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi, 807-8586, Japan

^{*2}Munakata City Board of Education

1-1-1 Tougou Munakata-shi, 811-3492, Japan

Abstract

This study investigated the correspondence and issues of teaching practice from the viewpoint of the abilities required of teachers. We examined students who have had teaching practice at special needs schools, whether the practice itself led to a proactive learning for student teachers. As a result of our research, it became clear from the diary of teaching practice written by students that teaching practice at special needs schools was meaningful. In particular, they described in the diary of teaching practice not only basic contents such as "It is very important to understand the actual situation of children" and "It is necessary to provide reasonable consideration", but also more specialized contents. In addition, the evaluation approved by the special needs school indicated many of the abilities that teachers will be expected to have.

The issues that emerged from these perspectives were the need to further enhance pre- and post-practical guidance for teaching practice at special needs schools, and to instruct students to actively volunteer at special needs schools.

Key Words : Teaching practice at special needs schools, The evaluation approved by the special needs school, The diary of teaching practice, The abilities required of teachers,